

村上洋子 いきいきレポート



「教育委員会の役割とレイマンコントロールについて」

2015 年施行の教育委員会制度改革により首長と教育長の権限は強くなりました。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」によると、教育委員会は、地方公共団体に置かれる、教育行政を中立的かつ継続的に管理・執行するための合議制の執行機関であることは変わっていません。教育長は、情報の丁寧な説明、委員の意見を尊重するという役割を果たし、教育委員によるレイマンコントロールは十分に発揮されているのかを 9 月議会の一般質問で問いました。

「教育委員会は一般行政から独立した合議体」であるとの認識ではあるものの、教育委員の質問に誠実に対応しないなど、合議のプロセスが著しく形骸化していると言わざるを得ない状況です。予算や重要な施策における意思決定過程が不透明です。また、教科書採択に関する教育長の不当介入について、教育長の回答は「事実と異なります」でした。

教科書採択に関する事実の調査に関して、教育委員会に第三者委員会の設置を求める請願が2件提出され、10月14日の教育委員会定例会において賛成 1 票 反対 3 票で不採択となりました。
今後を注視していきます。

村上洋子の一般質問の詳細は録画をご覧ください→



質問(要約)	回答(要約)
(1) 2015 年(平成 27 年)4 月に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正」により、 <u>教育委員会制度はどのように変わったのか。</u> 【再々質問】 <u>成果と課題</u> は？	教育行政における責任の明確化や総合教育会議の設置及び教育に関する大綱の策定による、「市長」と「教育委員会」との連携強化により、責任ある教育行政を推進するための制度改正であると捉えている。 【再々答弁】教育行政における責任の所在が明確になり、総合教育会議等を通じて、首長と教育委員会との連携や重大事案に対する <u>迅速な対応が図られたものと認識している。</u> また、教育委員会で行う審議が形式的とならないように、十分な情報共有と合意形成等を通じて、 <u>教育委員会会議を運営することが重要であると考えている。</u>
(2) 教育長を含む 5 人の教育委員で構成する教育委員会は、旧制度と同じく <u>教育行政の意思決定を行う合議体であるか</u> 伺う。	ご認識の通り。 ※レイマンコントロールとは 専門家ではない一般市民(レイマン)が行政などの意思決定や監督を行う仕組み
(3) 一般行政から独立した教育委員会制度の <u>意義と特性</u> について伺う。	意義については、教育行政の政治的中立性、継続性、安定性を確保すること、また特性については、 <u>合議制により幅広い経験を持つ方の視点を教育行政に反映する仕組みを確保しているところ。</u>
(4) 教育委員会と首長の <u>所掌する職務分担</u> について伺う。	<u>教育委員会</u> は、 <u>学校教育、生涯学習、文化財保護など教育に関する事務</u> 、次に <u>地方公共団体の長</u> は、 <u>教育大綱の策定、教育財産の取得及び処分、契約の締結や予算の編成及び執行など。</u>
(5) 教育委員会が自ら管理・執行する必要がある事務について伺う。	教育行政の基本方針、教育委員会規則などの制定・改廃、学校その他の機関の設置・廃止、人事、点検評価などの事務。
(6) 教育に関する事務の管理・執行の状況の点検・評価については、録画をご覧ください。	

村上洋子 と おしゃべりタイム

日時:10月18日(日) 14:00~15:00

稲城ネット事務所(稲城駅近く、百村1608-3 サンコーポ202)

発行責任者/村上洋子



〒206-0804

稲城市百村 1608-3-202 TEL&FAX 042-379-2435

✉inagi@seikatsusha.net http://inagi.seikatsusha.net

(7) 教育委員会の所掌事務の中から、様々な事例について、教育委員会内での合意形成が丁寧に行われていないのではないか、という印象を受けた。その原因はどこにあり、どのように改善すればよいとお考えか伺う。	事務局から適時的確に情報提供を行い、教育委員と意見交換を重ねて相互理解を深めたうえで、教育委員会会議において適切に合意形成を図ることが重要であると認識しており、適時的確に情報提供を行い、相互理解を深めるよう努めてきている。
(8) 教育委員会の所掌事務の中から、2026 年(令和 8 年)4 月に行われた、「教育企画課」の組織改正の教育委員会での決定プロセスを問う。 【再質問】教育委員にはかるタイミングが、議会への報告から 4 か月以上経っており、何故そのように遅くなったのか。 【再々質問】令和 8 年 3 月 19 日の教育委員会定例会で、教育委員が報告の遅れについて質問をしたくだりが議事録案では削除されていたそうだが、なぜ削除されたのか理由を問う。	市の組織改正全体の原案に基づき、令和 8 年 3 月の教育委員会定例会において「稲城市教育委員会事務局処務規則」の一部改正を行った。 【再答弁】結果として定例会の直前になった。 【再々答弁】議事録案を作成する過程において、「暫時休憩」及び「再開」の削除を誤り、削除をした状態で、確認用の議事録案を送付したことによる。
(9) 教育委員会の所掌事務の中から、教科書採択のプロセス等を問う。 【再質問】令和 7 年度使用稲城市立中学校教科用図書審議会の答申の内容と、教育委員にはどのような形で伝えられたのか、また、7 月 26 日の「令和 7 年度使用稲城市立中学校教科用図書懇談会」の目的と位置付け、出席者、<u>記録の有無</u>について問う。 【再々質問】この懇談会において、全ての教科の教科書についての説明が終わり、5 人の教育委員で懇談が行われた際、事務局から歴史的分野と公民的分野の資料が配布され、教育長から育鵬社の教科書を推奨する意見が述べられた。そして「育鵬社の教科書に市長が関係しており、歴史の教科書は育鵬社に投票して欲しい」という旨の発言があったとの情報がある。これが事実だとすれば、定例会の採択の場での発言ではないが、文部科学省が教科書の採択に際して発出している通知の内容に反することになる。<u>発言はあったのか。</u>	教科用図書審議会からの答申を受け、採択権者である教育委員会が採択をしている。 【再答弁】答申の内容は、主に各教科・発行者別に、教科書の内容、構成上の工夫等について記されたものであり、書面で教育委員会委員へ伝えられている。指摘の会については、各委員の調査研究の一環であり、事前に意見を述べ合う機会。出席者は、教育長、教育委員会委員、各教科の調査研究委員会委員、事務局職員であり、<u>記録はない。</u> 文部科学省通知(抜粋) 「教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること」 【再々答弁】非公式な場についての質問ですが、<u>事実と異なります。</u>(教育長答弁)
(10) 教育長と教育委員の両方の任命権を持つ市長は、教育委員会が独立性を保ち形骸化を防ぐ努力をしているか、また、教育委員がレイマンコントロールを十分に発揮しているかを、総合教育会議を通して確認をしているか。	教育委員会の独立性を保ち、形骸化を防ぐことは、法律及び制度の主旨に基づき適正に取り組んでいる。総合教育会議では市長と教育長が意思疎通を図り、民意を反映した教育行政の推進に取り組んでいることから、レイマンコントロールが発揮されていると認識している。(市長答弁)

「歴史教科書問題」と「新しい歴史教科書をつくる会」 ➡検索してください



「新しい歴史教科書をつくる会」は 1997 年から活動を始め、日本におけるそれまでの歴史観が第二次世界大戦の戦争責任について必要以上に日本を貶める「自虐史観」とであると批判し、慰安婦問題や南京事件を疑問視。「日本会議」や保守系政治家の支持を受け、「つくる会系の教科書」は 2015 年に 6.4 パーセントの採択率となったが、現在は 1 パーセント未満となっている。安倍政権下では「つくる会系の教科書」採択を推進するための「日本教育再生機構」が「教育再生首長会議」の事務局を担うなど、政治的介入とも取られかねない混同があった。「つくる会系の教科書」は内部分裂等があり、現在は育鵬社、自由社、令和書籍がその流れを汲む教科書とされている。杉本教育長は、2026 年 9 月の教育委員会定例会で「(いつとは言えないが) 首長が教育などについて研究・協議をする会において、これに市長も参加しているが、特定の教科書が話題になっていると情報共有をした、私も社会科については 3 社が良い、ある特定の教科書を推奨したいと発言した」と明言している。